



長野県報

11 月 10 日(月)
令和 7 年
(2025 年)
第 658 号

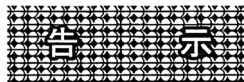
目次

告 示

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の廃止（砂防課）	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

公 告

県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧（農地整備課）	3
県営土地改良事業変更計画の概要等（農地整備課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（教育政策課）	3



長野県告示第466号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 7 年11月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 解除に係る保安林の所在場所
諏訪郡下諏訪町社字一ノ釜7370 の 5 ・ 7370 の 6 ・ 7371 の 3 ・ 字沢7516 の 4 （以上4筆国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第467号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、平成13年長野県報第1247号で急傾斜地崩壊危険区域に指定した次の区域を廃止します。

令和 7 年11月10日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地 番	標柱番号
流れ宮	右に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 11 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 11 号を結んだ線に囲まれた区域	飯田市 (旧下伊那郡上村)	上村	新島 大久保 カシツクリ 新島 大黒坂 " 新島 "	413 番 1 407 番 1 405 番 1 406 番 397 番 13 397 番 1 399 番 4 411 番 1	1 号 2 号及び 3 号 4 号 5 号及び 6 号 7 号 8 号 9 号 10 号及び 11 号

砂防課

長野県告示第468号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び飯田市役所に備え置きます。

令和7年11月10日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度		
流れ宮	長野県飯田市上村の区域内の土地のうち、次の1点から15点までを順次結んだ線及び1点と15点を結んだ線に囲まれた土地の区域	飯田市	上村		1点	北緯	35度24分26秒1928
						東経	137度58分26秒0495
			〃		2点	北緯	35度24分26秒4163
						東経	137度58分25秒1058
			〃		3点	北緯	35度24分26秒1569
						東経	137度58分24秒8676
			〃		4点	北緯	35度24分26秒1880
						東経	137度58分24秒1478
			〃		5点	北緯	35度24分27秒9719
						東経	137度58分24秒6245
			〃		6点	北緯	35度24分28秒7464
						東経	137度58分24秒5568
			〃		7点	北緯	35度24分28秒8131
						東経	137度58分25秒4886
			〃		8点	北緯	35度24分30秒1871
						東経	137度58分26秒6052
			〃		9点	北緯	35度24分32秒6128
						東経	137度58分27秒3740
			〃		10点	北緯	35度24分34秒2592
						東経	137度58分28秒5099
			〃		11点	北緯	35度24分33秒7109
						東経	137度58分30秒1401
			〃		12点	北緯	35度24分32秒3772
						東経	137度58分28秒4849
			〃		13点	北緯	35度24分31秒2649
						東経	137度58分28秒3208
			〃		14点	北緯	35度24分27秒4450
						東経	137度58分25秒9660
			〃		15点	北緯	35度24分30秒0406
						東経	137度58分26秒2115

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

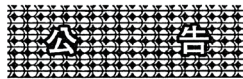
令和7年11月10日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大字鹿塩3838番の3地先から 下伊那郡大鹿村大字鹿塩4212番の8地先まで	旧	m 3.5 ～ 4.1	km 0.0464
同上	新	4.1 ～ 6.8	0.0464

道路管理課

**公告**

県営小渋川地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による飯田市長、松川町長、喬木村長及び豊丘村長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和7年11月10日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営小渋川地区土地改良事業変更計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和7年11月11日から令和7年12月1日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

4 意見書の提出方法

縦覧期間満了までに、長野県南信州地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課

公告

県営川田長原地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営川田長原地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営川田長原地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年11月25日までに長野市農業委員会に申し出てください。

令和7年11月10日

長野県知事 阿部 守一

1 県営川田長原地区土地改良事業変更計画の概要

2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和7年11月10日

長野県教育委員会教育長 武田 育夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

高等学校普通科パーソナルコンピュータ及び周辺機器 一式